

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

作業環境測定特殊許可について

作業環境測定基準の一部を改正する告示(昭和63年労働省告示第78号)により改正された作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。)第2条第3項、第10条第3項及び第13条第3項の規定に基づく所轄労働基準監督署長の許可については、下記によることとするので、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 許可の基準等

申請のあった単位作業場所について、申請日以前の2年間(以下「申請に係る期間」という。)において、次の事項のいずれにも適合する場合は、許可すること。

- (1) 作業環境測定が6月以内ごとに1回、定期に実施されていること。
- (2) 作業環境測定が測定基準に従って行われていること。
- (3) 作業環境測定の結果の評価がすべて第1管理区分であること。
- (4) 作業環境測定の結果の評価が作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に従って行われていること。
- (5) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤を2種類以上含有するもの(以下「混合有機溶剤」という。)を測定対象物とする場合には、当該混合有機溶剤に含有される有機溶剤のうち、含有量(重量パーセント。以下同じ。)が最大のもの(以下「主成分」という。)が測定基準第13条第2項各号に掲げる物質であること。
- (6) 次のイからハまでに掲げる事項に変更がないこと。

イ 測定対象物(注1)

ロ 単位作業所における有害業務の概要(注2)

ハ 単位作業所の位置(注3)

(注1) 測定対象物が混合有機溶剤である場合に、次の(イ)又は(ロ)に該当するときは、測定対象物の変更はないものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 混合有機溶剤の主成分が同一である場合

(ロ) 混合有機溶剤の主成分が異なるものとなった場合には、当該主成分が測定基準第13条第2項各号に掲げる物質であり、かつ、別添1の方法により求めた値(以下「成分指数」という。)が申請に係る期間における作業環境測定に係る成分指数の最小値の3倍を超えない場合

(注2) 次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、有害業務の内容の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

- (イ) 別添2粉じん作業の作業形態の区分の表において、異なる区分への変更がない場合
- (ロ) 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第1条第1項第6号イからヲまでにより示された業務の区分について、異なる区分への変更がない場合

(注3) 次の場合は、単位作業場所の位置の変更がないものとして取り扱って差し支えないこと。

申請に係る直近の作業環境測定に係る単位作業場所を基準として、当該単位作業場所と他の測定に係る単位作業場所との共通部分の面積が少なくとも一方の単位作業場所の面積の2分の1以上である場合

2 作業環境測定特例許可申請書(測定基準様式第1号。以下「申請書」という。)の記載事項等

- (1) 申請書の記載事項については、次によるものであること。

イ 「申請に係る単位作業場所における有害業務の概要」の欄は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる方法によること。

なお、当該単位作業場所において複数の有害業務が行われている場合には、それらを併記すること。

(イ) 粉じん作業については、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)別表第2の号別及び別添2の区分に対応する作業形態を記載すること。

(ロ) 特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業場における業務については、その内容を具体的に記載すること。

(ハ) 有機溶剤業務については、有機則第1条第1項第6号に掲げる区分により記載すること。

ロ 「種類」の欄は、測定対象物が混合有機溶剤である場合には、申請に係る期間における各測定において測定対象とされた混合有害溶剤について、それぞれの成分、含有量及び成分指数をすべて記載すること。

- (2) 測定基準第2条第4項第2号(第10条第5項及び第13条第5項において準用される場合を含む。)の図面については、当該単位作業場所における有害業務の概要が分かるものとし、申請に係る期間の各測定に係るものをすべて添付させること。

3 許可の処理要領

- (1) 申請が行われた場合は、申請書及び添付書類に記載された内容について1により審査し、必要に応じ実地調査を行い、その結果に基づいて許可の可否を決定すること。

- (2) 申請書及び添付書類は、2部提出させ、許可又は不許可の旨を表示して、1部を申請者に返還し、保存させるとともに、1部は所轄労働基準監督署において保管すること。

なお、申請書1枚で2以上の単位作業場所について同時に許可申請が行われた場合であって、その一部の単位作業場所について許可することとした場合には、その旨記載し、返還すること。

- (3) 許可又は不許可に際しては、次の事項を記録し、保存すること。

イ 受付年月日

ロ 業種

ハ 事業場名

ニ 所在地

ホ 整理番号(測定基準方式第2号に付されたもの)

ヘ 許可番号(許可の場合に限る。)

ト 許可又は不許可年月日

チ 申請のあった単位作業場所における測定対象物

4 許可の効力等

本許可は、申請のあった単位作業場所について行われるものであるので、許可後に1の(6)のイから八までに掲げる事項に変更があった場合には、当該許可の効力は及ばないこと。また、許可に当たっては、申請者にこれを了知させること。

なお、作業環境測定の結果の評価が第1管理区分でなくなった場合には、当該許可を取り消すものであること。

5 その他

作業環境測定の結果の評価では、第1管理区分が継続しているにもかかわらず、当該有害業務に係る特殊健康診断の結果、新規に要観察とされた者が発見された場合等には、作業環境測定が適切に実施されているかを確認させるとともに、当該作業場の施設、設備、作業の方法等の点検を行うよう指導すること。

混合有機溶剤の成分指数の算定方法[1/2]

混合有機溶剤の成分指数の算定方法

混合有機溶剤の成分指数（F）は、次の式により計算するものとする。

$$F = f_1 \cdot t_1 + f_2 \cdot t_2 + \dots$$

この式において、F、 f_1 、 f_2 ……及び t_1 、 t_2 ……は、それぞれ次の値を表すものとする。

F 成分指数

f_1 、 f_2 …… 混合有機溶剤中の有機溶剤の種類ごとの含有量（有機溶剤含有物にあっては、含有する有機溶剤全体に占める各有機溶剤の割合）（重量パーセント）

t_1 、 t_2 …… 各有機溶剤ごとの別表に掲げる値

ここで、 f_1 、 f_2 ……は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条に基づき表示されている含有量を用いて差し支えないこと。この場合において、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第31条第2項に基づき、含有量が範囲をもって表示されている場合にあっては、その範囲の中央値とすること。

また、本通達以前に作業環境測定が行われた場合であって、その際に使用していた有機溶剤の含有量が不明なものについては、作業環境測定により求めた空気中における各成分の存在比を有機溶剤の含有量とみなして成分指数を算定しても差し支えないこと。

これらの場合において、各有機溶剤の含有量の和が100パーセントにならない場合には、各有機溶剤の含有量に100 /（各有機溶剤含有量の和）を乗じ、含有量の和が100パーセントになるように換算した値を f_1 、 f_2 ……とすること。

成分指数の計算方法の例を具体的に示すと、次のようになること。

混合有機溶剤の成分（表示）	含有量 （重量%）	$\frac{(\text{含有量}) \times 100}{(\text{各有機溶剤含有量の和})}$	t の値
トルエン	40~50%	50	3
キシレン	20~30%	28	1
酢酸メチル	10~20%	17	10
ノルマルヘキサン	0~10%	5	30
（各有機溶剤含有量の和）		90	

F（成分指数）

$$= 50 \times 3 + 28 \times 1 + 17 \times 10 + 5 \times 30 = 498$$

別表

有機溶剤	t の値	有機溶剤	t の値
イソブチルアルコール イソプロピルアルコール イソペンチルアルコール エチレンジクロルモノブチルエーテル オルト-ジクロルベンゼン キシレン クレゾール クロルベンゼン 酢酸イソブチル 酢酸イソペンチル 酢酸エチル 酢酸ブチル 酢酸プロピル 酢酸ペンチル シクロヘキサノール シクロヘキサノン スチレン 2-ブタノール メチルシクロヘキサノール メチルシクロヘキサノン	1	アセトン エチレンジクロルモノエチルエーテルアセート 酢酸イソプロピル N,N-ジメチルホルムアミド テトラクロルエチレン 1,1,1-トリクロルエタン トルエン 1-ブタノール メタノール メチルイソブチルケトン メチルエチルケトン	3
		エチルエーテル エチレンジクロルモノエチルエーテル エチレンジクロルモノメチルエーテル 酢酸メチル 1,2-ジクロルエチレン テトラヒドロフラン トリクロルエチレン	10
		クロロホルム 1,4-ジオキサン ジクロルメタン 1,1,2,2-テトラクロルエタン ノルマルヘキササン メチルブチルケトン	30
		四塩化炭素 1,2-ジクロルエタン	100
		二硫化炭素	300

別添2

粉じん作業の作業形態の区分

粉じん作業の作業形態の区分

区分	作 業 形 態
1	ふるいわけ、混合、混入、散布、投入、造型、成形、袋詰め等 粉末を原材料として取り扱う作業
2	掘削、裁断、彫り、破碎、粉碎、はつり、バリ取り、研磨、仕 上げ、加工等の作業
3	製品若しくは半製品又は設備に付着した物質を取り除く作業 (砂落とし、型ばらし、ショットブラストによる作業を含む。) 原材料、製品若しくは半製品又は設備を取り扱うことに伴い、 これらに付着した粉じんが飛散する作業(粉体の運搬、積卸しの 作業を含む。)
4	金属又は非金属の精錬、溶融、湯出し、又は鑄込みの作業
5	金属の溶接、溶断、熱処理又は溶射の作業